ID:　197

担当部署:　市民生活部 市民室 上宮川文化センター

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例　第8条
例規番号	昭和61年条例第11号

【根拠条文】

（使用料）

第8条　使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が使用する場合は、後納させることができる。

別表（第8条関係）

上宮川文化センター使用料金表

室名	朝	昼	夜
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
ホール	2,500円	2,900円	3,100円
会議室（大）	1,000円	1,100円	1,200円
会議室（中）	700円	800円	1,000円
会議室（小）	500円	600円	700円
生活改善室	800円	1,000円	1,100円
教養娯楽室	500円	600円	700円
視聴覚室	1,000円	1,100円	1,200円

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日